

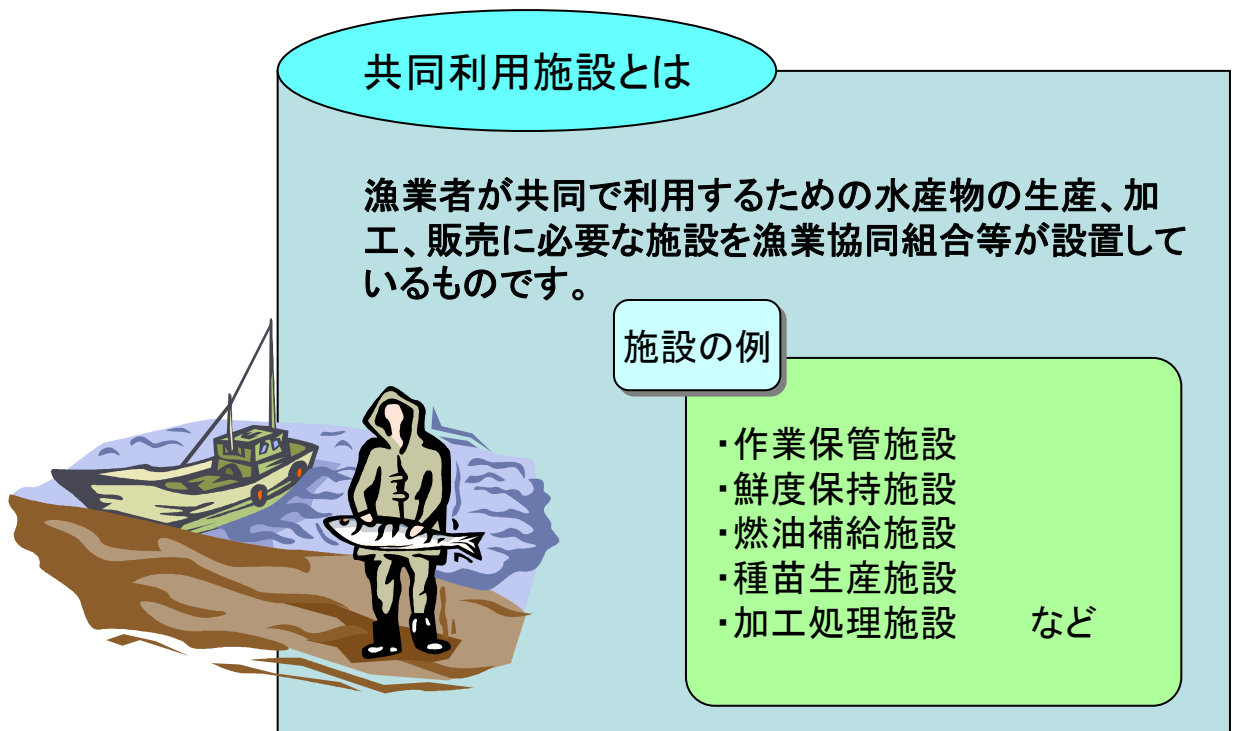
共同利用施設等を取得した場合の課税標準の特例 《不動産取得税・固定資産税・事業所税》

1. 特例の対象

漁業協同組合等が、

- ①国の補助金又は交付金の交付(不動産取得税を除く)
- ②漁業近代化資金(不動産取得税を除く)
- ③日本政策金融公庫資金
- ④沖縄振興開発金融公庫資金

の交付又は貸付けを受けて取得する共同利用施設等が対象となります。
(※対象となる共同利用施設等は、各資金、交付金ごとに設定されています。)



2. 特例の対象者

漁業協同組合、漁業生産組合(不動産取得税、事業所税のみ)、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会

3. 特例の内容

【不動産取得税】

令和7年3月31日までに漁業協同組合等が取得する共同利用施設に係る課税標準は、取得価格に対する貸付金額の割合をもとに計算した一定額を、価格から控除した額となります。

ただし、当該割合が課税標準の2分の1を超える場合にあっては、2分の1となります。

【固定資産税】

漁業協同組合等が取得する共同利用に供する機械及び装置に係る固定資産税の課税標準は、価格の2分の1となります。

- ①新たに固定資産税が課されることとなった年度から、**3年度分**に限られます。
- ②融資により取得する機械・装置は、令和7年3月31日までに取得した一台又は一基の取得価額が**330万円以上**のものに限られます。
- ③補助金又は交付金により取得する機械・装置は、**500万円以上**の交付を受け、一台又は一基の取得価額が**330万円以上**のものに限られます。

【事業所税】

漁業協同組合等が取得する共同利用に供する施設に係る事業所税は非課税となります。

税 目	課 税 標 準 の 計 算 式
不動産取得税	価格－価格×(貸付金額÷取得価額) ※ ただし、(貸付金額÷取得価額)の割合が、課税標準の2分の1を超える場合にあっては2分の1
固定資産税	価格 × 1/2 (3年間)
事業所税	非課税

4. 特例の効果

【不動産取得税】

例: 共同利用施設(家屋)取得価額 1,000万円
→ 家屋評価額 1,000万円 × 70%(家屋評価割合) = 700万円
(対象制度資金 800万円、自己資金 200万円)
(税率 4%)

<自己資金の場合>

700万円(課税標準) × 4% = 28万円

<対象制度資金を借入れた場合>

700万円 × (800万円 ÷ 1,000万円) = 560万円(課税標準)・・・a

700万円 × 1/2 = 350万円(課税標準)・・・b

a > b ∴ bを採用し 700万円 - {350万円} = 350万円

350万円(課税標準) × 4% = 14万円



28万円 - 14万円 = **14万円の効果**

【固定資産税】

例: 共同利用設備(機械)取得価額 1,000万円
(耐用年数10年)(減価率 0.206)(税率 1.4%)

<自己資金の場合>

1年度目 1,000万円 × (1-0.206/2) × 1.4% = 12.6万円

2年度目 897万円(1年目の評価額) × (1-0.206) × 1.4% = 10.0万円

3年度目 712万円(2年目の評価額) × (1-0.206) × 1.4% = 7.9万円

合計 30.5万円

<補助金等の交付又は対象制度資金を借入れた場合>

1年度目 1,000万円 × (1-0.206/2) × 1/2 × 1.4% = 6.3万円

2年度目 897万円(1年目の評価額) × (1-0.206) × 1/2 × 1.4% = 5.0万円

3年度目 712万円(2年目の評価額) × (1-0.206) × 1/2 × 1.4% = 4.0万円

合計 15.3万円



30.5万円 - 15.3万円 = **15.2万円の効果**

【事業所税】

例: 共同利用施設(家屋) 1億円
(床面積 2,000㎡、従業者 110人、給与総額4億円)

<自己資金の場合>

(資産割) 2,000㎡ × 600円 = 120万円

(従業者割) 4億円 × 0.25% = 100万円

(合計) 120万円 + 100万円 = **220万円の効果**

<対象制度資金を借入れた場合>

非課税



担当部署
お問い合わせ先
(補助金・交付金)

水産庁漁港漁場整備部防災漁村課
構造改善施設班
(代表)03-3502-8111 (内線)6904
(直通)03-6744-2391

(漁業近代化資金)
(日本政策金融公庫資金)

水産庁漁政部水産経営課金融第一班
(代表)03-3502-8111 (内線)6593
(直通)03-6744-2347

(沖縄振興開発金融公庫資金)

内閣府沖縄振興局参事官(調査金融担当)付
(代表)03-5253-2111 (内線)34483
(直通)03-6257-1673